



令和7年4月から



# プラスチック 分別回収が区内全域で 始まります

令和4年11月から一部地域で開始したプラスチックの分別回収を、**令和7年4月1日から区内全域**で実施します。現在、可燃ごみの日や資源の日に回収している**プラスチック類（ペットボトルは除く）**は、新たに設定する「**プラスチックの日**」に回収します。プラスチックを資源化することで、温室効果ガスの排出抑制をはじめとした、環境への負荷軽減を図ります。



詳細はコチラ

## 「プラスチックの日」が追加

### 収集曜日の例

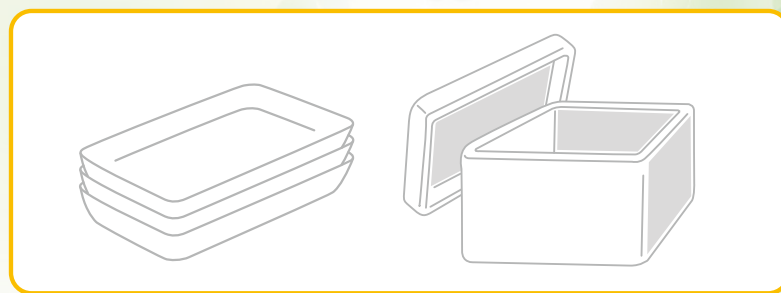
現在、収集のない曜日の1日を「プラスチックの日」として設定します。

月	火	水	木	金	土
	可燃	不燃※	資源	可燃	
プラ	可燃	不燃※	資源	可燃	

※不燃ごみは月2回の収集です

各地域のプラスチック回収曜日は4面をご覧ください。

## 食品トレイ・発泡スチロールは「プラスチックの日」に回収



×「資源の日」 ○「プラスチックの日」

## 次の3つの条件を全て満たすものが回収対象

- ①汚れていない ②プラスチックだけでできている ③1辺が30cm未満のもの

例	みその容器	サラダオイルのボトル	ハンガー	衣装ケース
	汚れているため対象外	汚れているため対象外	一部金属のため対象外	1辺が30cm以上の場合は対象外
	汚れていないため対象	プラスチックだけでできているため対象	フック部分が金属	

出先の方の詳細は次の面へ